様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	認定特定非営利活動法人の有効期間の更新
相助	冬何 ・ 田 笠夕	特定非営利活動促進法
根拠条例・規則等名 		さいたま市特定非営利活動促進法施行条例、施行細則
条項		法第51条
		条例第9条
		細則第 18 条
所	管 部 課	市民局市民生活部市民協働推進課
,,,,	I	(電話:048-813-6404)
		未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)
審	基準	【参考】特定非営利活動促進法 第51条
		第51朱 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人と
		して特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人
		は、その有効期間の更新を受けなければならない。
		3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動
		法人は、第1項の有効期間の満了の日の6月前から3月前までの
		間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、所轄
		庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災
査	(未設定の場	害その他やむを得
基	合はその理由)	ない事由により更新申請期間にその申請をすることができな
		いときは、この限りでない。
準		5 第44条第2項(第1号に係る部分を除く。)及び第3項、第45
		条第1項(第3号ロ、第6号、第8号及び第9号に係る部分を除く。)
		及び第2項、第46条から第48条まで並びに第49条第1項、第2項 及び第4項(第1号に係る部分を除く。)の規定は、第2項の有
		び第3号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されてい
		る当該書類の内容に変更がないときは、その添付を書略するこ
		とができる。
İ	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標		
準	期間	
処	(未設定の場	6 ヶ月
理	合はその理由)	
期		
間	設定等年月日	平成28年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備考		